

〒 8090011
福岡県中間市岩瀬3丁目21-1

受領書

株式会社材料屋
代表取締役 松久辰彦 様
G000313

領収書番号: 2014-01165
(2014-3337)

発行日: 平成26年9月26日

金額 ¥10,000

上記金額を、賛助会員会費として受領いたしました。

受領日: 平成26年9月24日

認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク
〒161-0033 東京都新宿区下落合3-2-12 イルドルカン302
TEL/FAX: 03-3952-2640

認定番号: 24生都管第2264号
認定年月日: 平成24年10月16日



(注)この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受けるためには、この受領書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

この度は認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワークへのご支援をいただき、誠にありがとうございました。皆様からのご寄附は、小児がんと闘う子どもたちへの支援活動に役立てさせていただきます。

なお、当法人は平成24年10月16日に認定NPO法人として東京都より認定を受けました。これに伴い、認定日以降の寄附金および会費は、「寄附金控除」等の税制上の優遇措置(※)の適用を受けることが可能になりました。確定申告の際には、上記受領書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

今後ともゴールドリボン・ネットワークの活動への末永いご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成26年9月26日

認定NPO法人 ゴールドリボン・ネットワーク

理事長 **松井秀文**

(※)税制上の優遇措置

<個人の場合> ・所得税の計算上、寄附金控除(所得控除)または税額控除のいずれかを選択適用できます。
・お住まいの都道府県または市区町村が条例で指定する認定NPO法人に該当する場合は、個人住民税の控除を受けることもできます。

<法人の場合> 一般寄附金損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

***** 税制措置の詳細な内容は、最寄りの税務署にお問い合わせください。*****

◆ご入会ありがとうございます。会員バッジを同封いたしますので、ゴールドリボン普及のためにお使いいただきますようお願い申し上げます。

